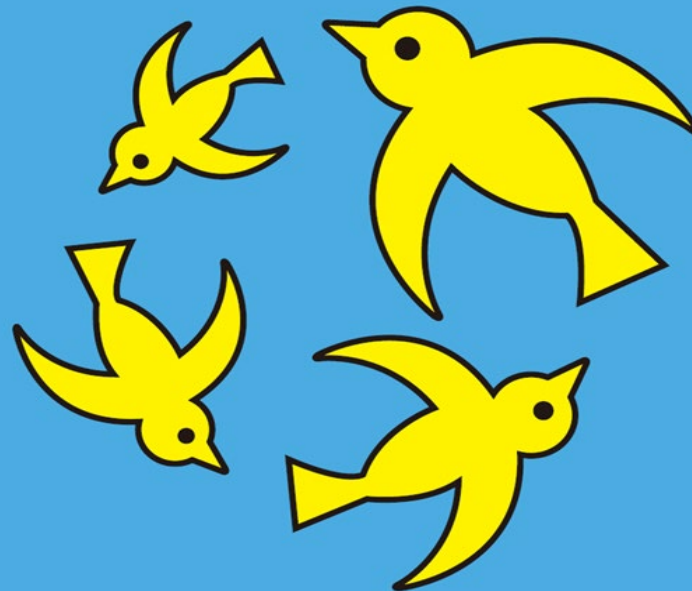


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



難聴・言語障害教育に関する教育行政の動向

令和7年度全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会 第1回理事会

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H16→R6)

義務教育段階の全児童生徒数

(平成16年度) (平成26年度) (令和6年度)

1,092万人 ⇨ 1,019万人 ⇨ 927万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

17.9万人
1.6% ⇨ 34.0万人
3.3% ⇨ 68.0万人
7.3%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

5.3万人
0.5% ⇨ 6.9万人
0.7% ⇨ 8.7万人
0.9%

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

9.1万人
0.8% ⇨ 18.7万人
1.8% ⇨ 39.5万人
4.3%

通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

3.6万人
0.3% ⇨ 8.4万人
0.8% ⇨ 19.6万人
2.1%
(注)

(注) 令和6年度における通級による指導を受ける児童生徒数(19.6万人)は、最新の調査結果である令和4年度通年(国公私立)の値を用いている。
なお、平成15年度及び26年度の通級による指導を受けている児童生徒数は、5月1日時点(公立のみ)の値。

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



文部科学省

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

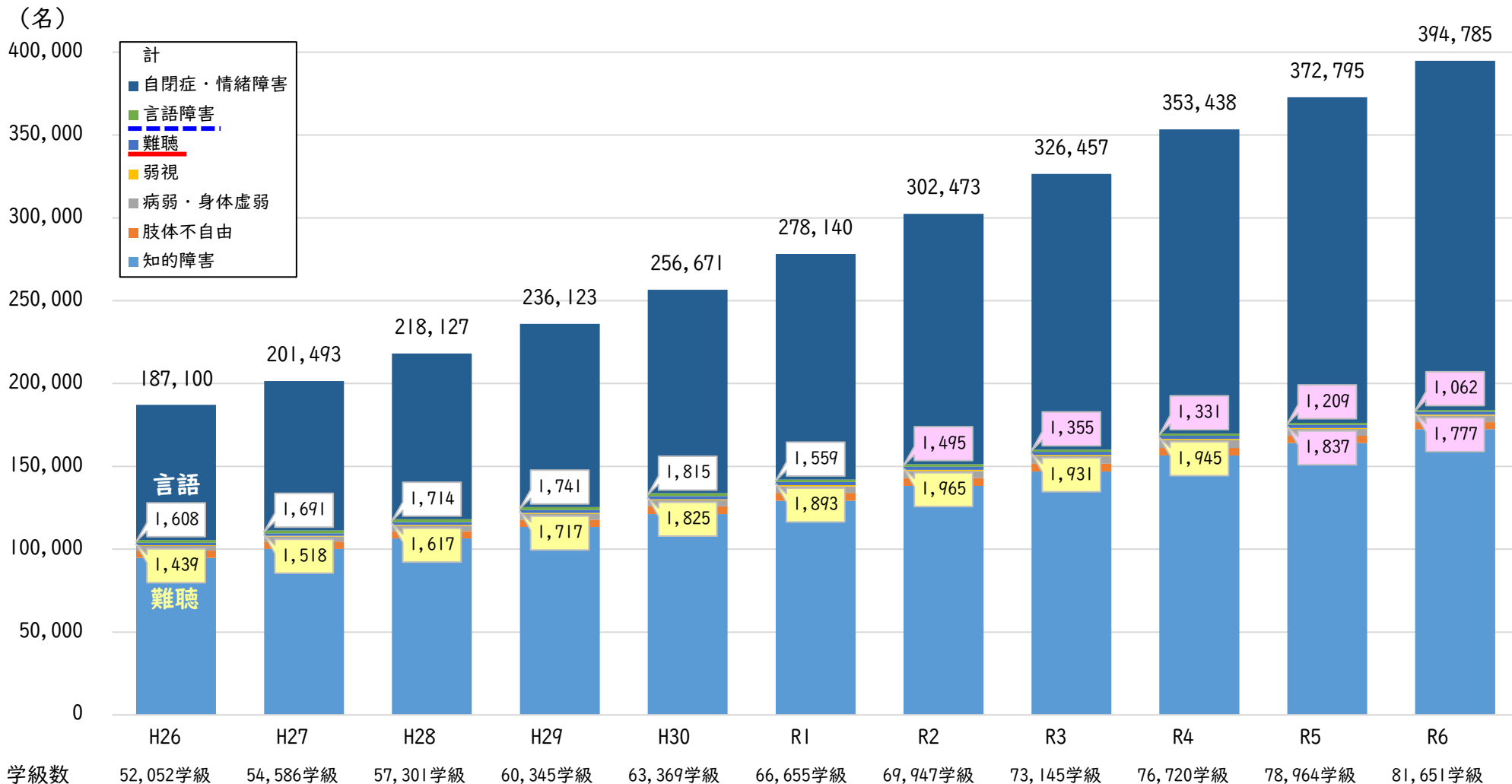
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,500人) 聴覚障害 (約7,200人) 知的障害 (約145,000人) 肢体不自由 (約29,800人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計:約155,100人 (※令和6年度) (平成26年度の約1.1倍)	知的障害 (約172,500人) 肢体不自由 (約4,200人) 病弱・身体虚弱 (約4,000人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,100人) 自閉症・情緒障害 (約210,700人) 合計:約394,800人 (※令和6年度) (平成26年度の約2.1倍)	言語障害 (約48,600人) 自閉症 (約42,100人) 情緒障害 (約24,900人) 弱視 (約260人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約37,000人) 注意欠陥多動性障害 (約43,100人) 肢体不自由 (約170人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計:約198,300人 (※令和4年度) (平成25年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部:約1,100人 小学部:約53,100人 中学部:約34,300人 高等部:約66,700人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和6年度)	小学校:約281,200人 中学校:約113,600人 義務教育段階の全児童生徒の4.3% (※令和6年度)	小学校:約164,700人 中学校:約31,600人 高等学校:約2,100人 義務教育段階の全児童生徒の2.1% (※令和4年度)
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
	それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 (家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と 個別の指導計画 (一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画)を作成。		

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合:推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)

(令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げと合計が一致しないことがある。

特別支援学級の児童生徒数・学級数



【令和6年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	34,297	3,024	2,800	501	1,310	603	39,116	81,651
在籍者数	172,519	4,189	3,978	553	1,777	1,062	210,707	394,785

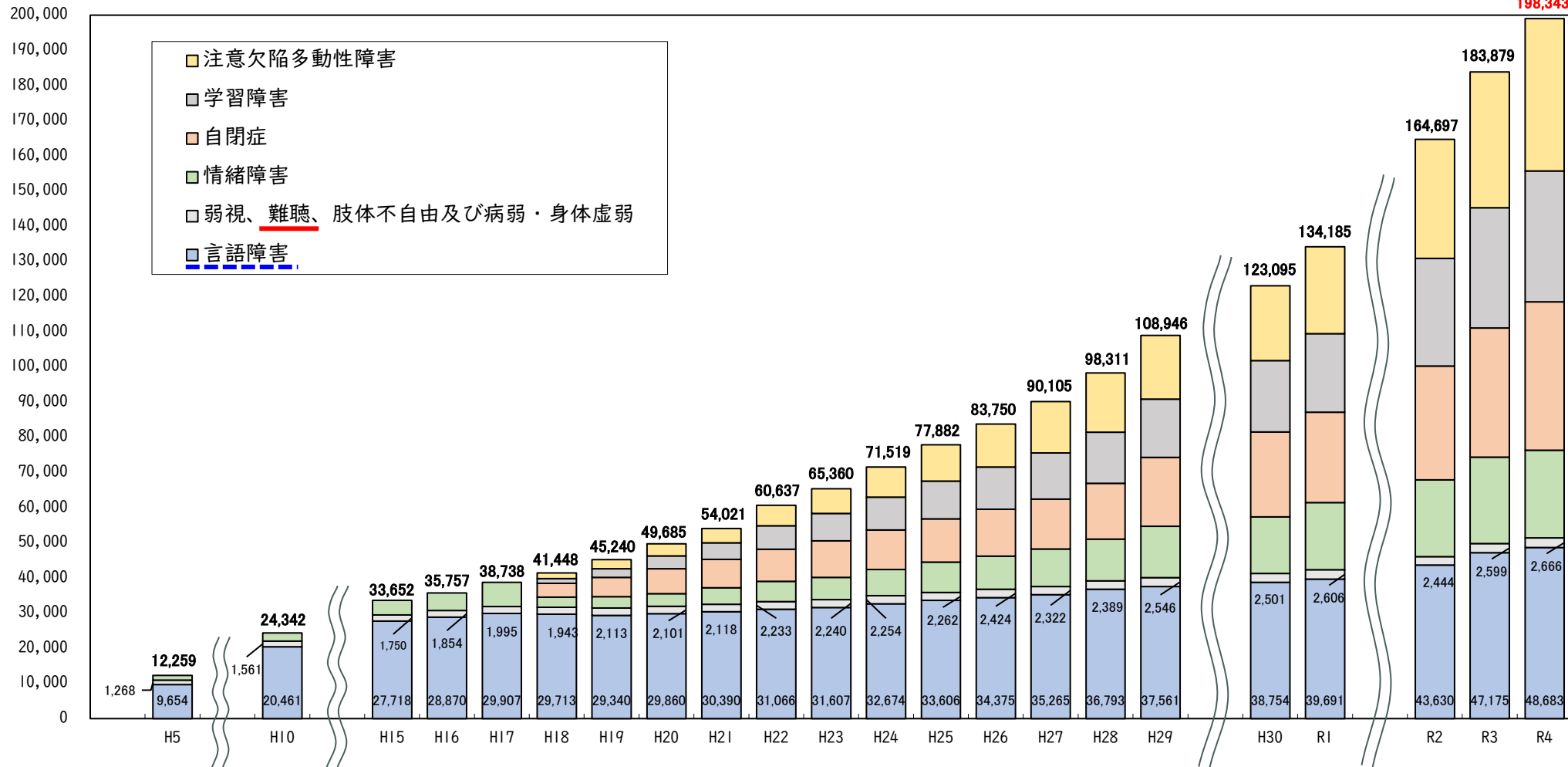
(出典) 学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



文部科学省

198,343



（出典）通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

※令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

通級による指導の概要

○ 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

◆ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

文部科学省の取組

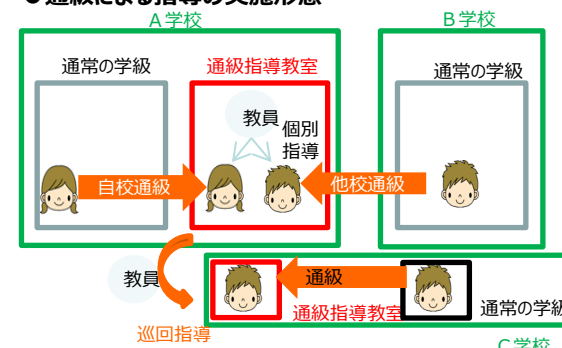
◆教職員定数の改善

- ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人）
- ・公立小・中学校における自校通級、巡回指導を促進するための加配定数措置
- ・公立高等学校における加配定数措置（R7年度：348人分の経費を地方財政措置）

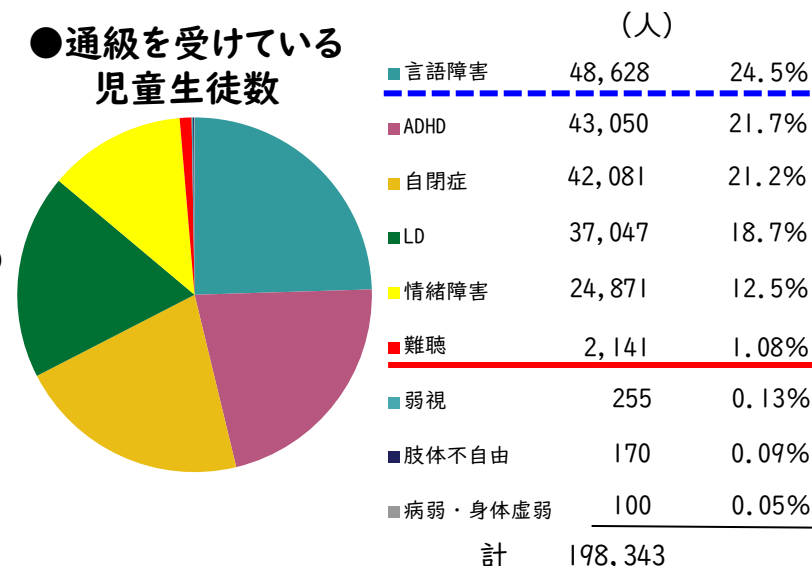
◆研修や指導の充実

- ・（独）国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
- ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
- ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
- ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態

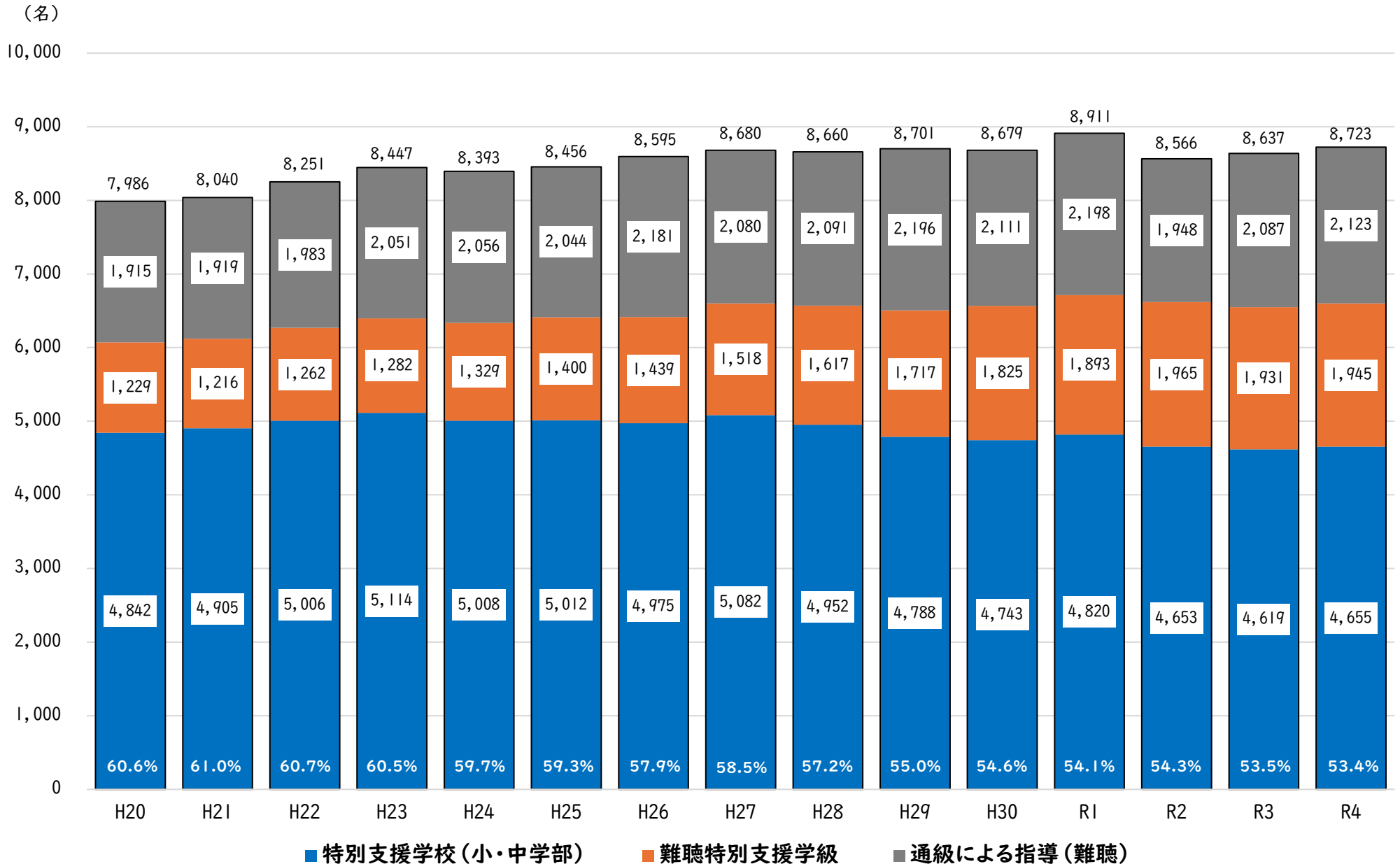


●通級を受けている児童生徒数

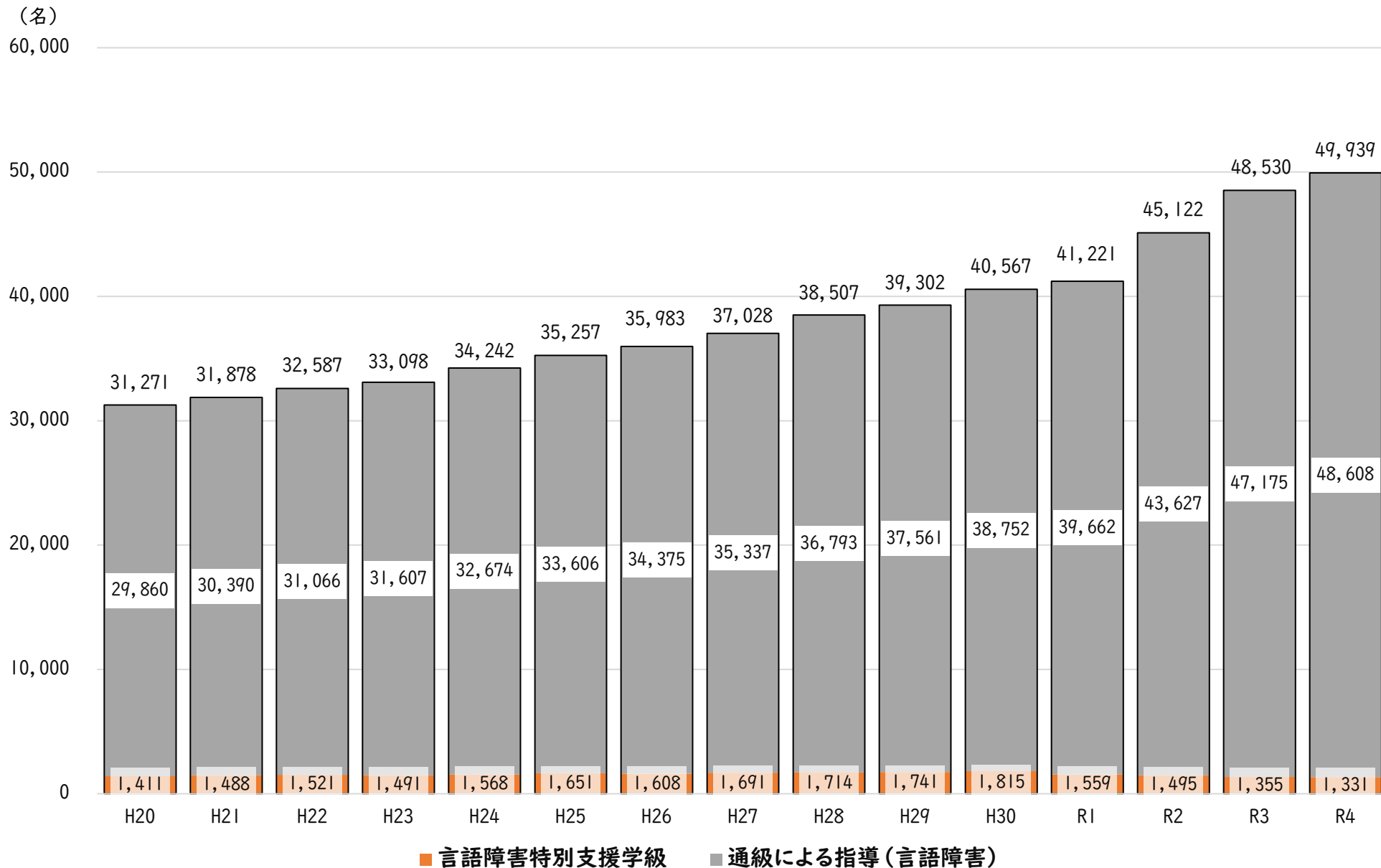


※通級による指導実施状況調査（令和4年度通年）から

義務教育段階において特別支援教育を受ける 難聴児童生徒数の推移



義務教育段階において特別支援教育を受ける 言語障害児童生徒数の推移



公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

(1) 調査対象 : 都道府県・市区町村教育委員会

(2) 調査時点 : 令和4年5月1日時点

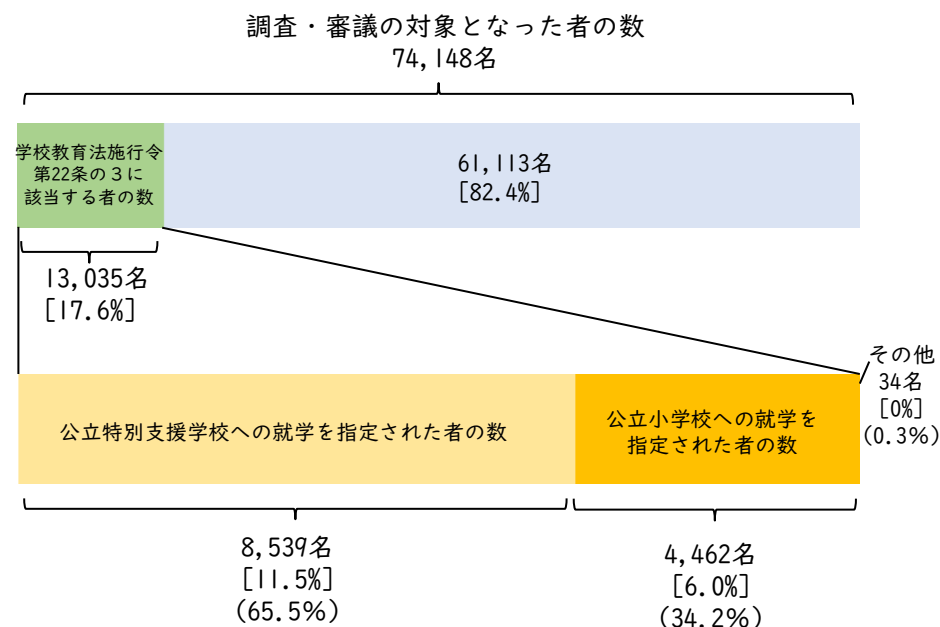
(3) 主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4) 主な結果概要

① 22条の3に該当する者のうち、

公立小学校への就学を指定された者の割合は**約34%**であり、
前回調査(約26%)より増加。



※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者に対する割合。

※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

※ 「その他」の34名には、病弱・発達不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

難聴

小1: 特別支援学級54名 通常の学級59名(うち通級47名)

中1: 特別支援学級48名 通常の学級35名(うち通級20名)

② 公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について

➤ 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

➤ 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



知的障害 肢体不自由 病弱 聴覚障害 視覚障害 ※ 小数第2位の四捨五入により合計が100%になっていない。

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

- 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

主な審議事項

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

第1章 総則 第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

- 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、通常教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、**特別な教育課程の編成方法**や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、**自立活動を実践する力**、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められる。（略）

【出典】新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（令和3年1月）

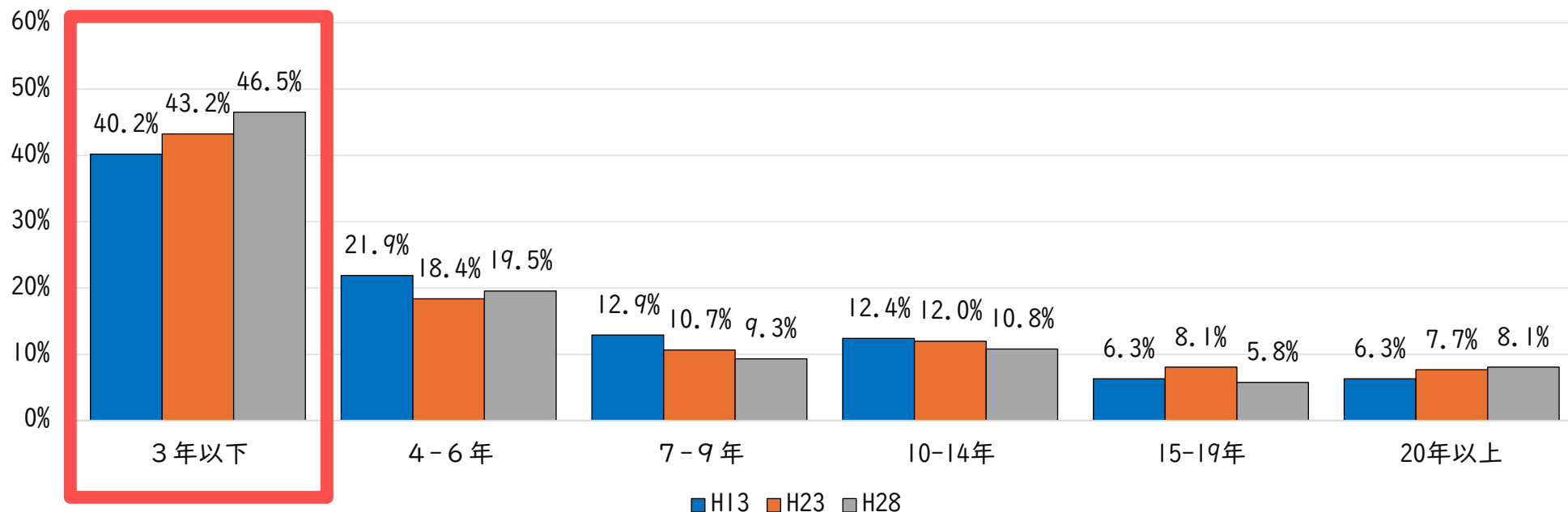
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告

通級による指導を担当する教師等の専門性向上

- （略）通級による指導を受ける児童生徒の増加とともに特別支援教育に関する経験の浅い教師が通級による指導を担当する場合も増えている。そのため、自立活動の意義や指導の基本について十分に理解しないまま指導する教師や、それを指導する管理職の在り方等が課題となっている。とりわけ、通級による指導を初めて担当する教師は、自立活動の指導目標の設定に至るまでの手続きが教科と異なることや、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた指導を行うこと等に対する不安がある。このため、各自治体や学校においては、例えば大学等とも連携し、特別支援教育や自立活動に関する研修会、研究会及び成果発表会など、教師の指導力を高める実践的な取組を行うことが重要である。

【出典】通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告（令和5年3月）

難聴・言語障害教育 担当教師の経験年数



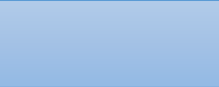
※国立特別支援教育総合研究所「全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査」を基に作成

初めて難言担当となった教師のうち、一人担任の割合

数値は%	R1	R2	R3	R4	R5	R6
難言学級	92.3	95.8	87.0	94.1	95.4	88.7
難言通級	26.4	21.5	24.6	29.1	27.9	21.8

※全国公立学校難聴・言語障害研究協議会「全難言協機関誌 きこえとことば」を基に作成

科学的根拠に基づく実践と学校でできること

【前略】 これからの特別支援学校（聴覚障害）における実践研究は、どのように進めていくべきなのであろうか。その内容はいろいろと考えられるであろうが、筆者は、「学校としての実践の蓄積」を挙げたい。ここで、「学校としての」としたのは、担当する教師が仮に異動でいなくなったとしても、学校として積み上げてきたやり方、を残せる手立てを考えていくことが求められるという意味をもたせたいためである。

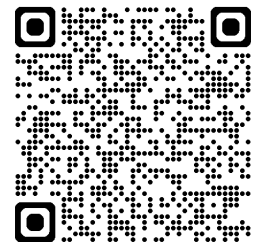
【中略】

特別支援学校（聴覚障害）の実践が、広く地域に広がっていくための基盤が、これから益々増していくことを期待したい。

谷本忠明（2018）聴覚障害教育における教科指導。国立特別支援教育総合研究所
聴覚障害教育指導実践事例集，45-61。

【研究協力校】

青森県立青森聾学校、福島県立聾学校、東京都立大塚ろう学校
静岡県立静岡聴覚特別支援学校、群馬県立聾学校、千葉県立千葉聾学校



ことばの教室の目指すもの

学校という教育の場に設置されたことばの教室の目的は、子どもの言語やコミュニケーションの課題の改善をはかり、在籍する学校での学習や生活に安定して取り組んだり参加したりすることができるような基盤をつくることにある。そのためには、全体発達をみていくことが重要である。全体発達をみていくことにより、言語やコミュニケーションの課題の適切なとらえや見立てが可能になり、効果的な指導が展開できる。また、全体発達も促され、教育の最終目的である人格の完成へとつながるのだと考えられる。

在籍する学校での生活だけでなく、生活全体、さらには、その後の子どもたちの人生において、自分らしさを大切にしながら、誇りをもって一人の人間として生きていく基盤をつくっていくことが、ことばの教室の役割であり、教育の場における言語指導のあり方であると考えている。

【出典】吉田麻衣（2011）ことばの教室の目指すもの：教育における言語指導のあり方．コミュニケーション障害学，28，93-99．

全難言協が考える「専門性」

- ①子どもとかかわる 「かかわり手」としての力
- ②保護者や在籍校の先生方、関係機関や仲間とつながる力
- ③難聴・言語障害やその教育に関する専門的な知識や技能

【出典】阿部厚仁 全難言協が考える「専門性」について．全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会HP

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを目指し、標記のガイドを作成しました。

1年間の動き (例)

3月 ● 新年度に向けて
→ 準備①

4月 ● 新年度
個別の教育支援計画
個別の指導計画
の作成

5月 ● 授業計画の作成

6月

7月 ● 1学期の評価

8月 ● 計画の見直し

9月

10月 ● 例運動会
→ 実践例11

12月 ● 2学期の評価

1月 ● 計画の見直し

2月

3月 ● 評価
● 2学期の計画
● 引継ぎ

担当する子供について知る
→ 準備②

→ 実践例7

本人、保護者面談
地域の施設等からの支援
学習支援員からの情報

通級指導の実施

→ 実践例6-11

必要に応じて個別、集団、オンラインを活用
在宅学習
支援
地域で特任指導員
(ケア会員、教員)

校内委員会
保護者
(国語、英語、算
→ 実践例3)

情報の引き継ぎ
→ 準備④

→ 引継ぎ
(国語、算学、英語
→ 実践例9)

個別の教育支援計画
／個別の指導計画
→ 準備③

3

実践例

実践例 1

まず、担当する子供について知りたい！(保護者と面談の前にどこから情報をいんだろ？子供のことなど何を聞いていんだろ？)

(1) 事前する際のポイント

- 対応は、内容的に、幅広い情報を集めよう。
- 費から：個別の教育支援計画、個別の指導計画などの引き継ぎ資料
- 顔を知りから：前年度の通級担当、在籍学級担任、養護教諭、管理職など複数の教員
- 専門家の知見も活用しよう
- 子供の日々の様子を知りたい
- 好きなことや得意なことなど、知能に活かせる長所は何か？
- どのようなことに取り組んでいるのか？

(2) 具体的な実践例

【国語】

- 小学校4年生のこはるは、発音の悪い方にならざる（下唇発音）があります。蓄積的な行動改善をすることある一方で、自分で学習して決めることが好きで、好きなことや得意なことには凝りて取り組んでいます。
- こはるに対する、通級指導員に対する指導内容を検討する際の手配として、個別の教育支援計画、個別の指導計画を参照することに。こはるは、発音の悪いことではあっても、得意なことにも凝り込んで取り組んでおり、得意な活動の得意な場面では、言葉の遊びに力を入れて取り組んでいます。得意な活動の得意な場面を参考に、得意な活動と得意な活動の場面に、国語の学習を組み合わせよう。

→ 実践例11 (1) (3) (5) (7) (9) (11) (13) (15) (17) (19) (21) (23) (25) (27) (29) (31) (33) (35) (37) (39) (41) (43) (45) (47) (49) (51) (53) (55) (57) (59) (61) (63) (65) (67) (69) (71) (73) (75) (77) (79) (81) (83) (85) (87) (89) (91) (93) (95) (97) (99) (101) (103) (105) (107) (109) (111) (113) (115) (117) (119) (121) (123) (125) (127) (129) (131) (133) (135) (137) (139) (141) (143) (145) (147) (149) (151) (153) (155) (157) (159) (161) (163) (165) (167) (169) (171) (173) (175) (177) (179) (181) (183) (185) (187) (189) (191) (193) (195) (197) (199) (201) (203) (205) (207) (209) (211) (213) (215) (217) (219) (221) (223) (225) (227) (229) (231) (233) (235) (237) (239) (241) (243) (245) (247) (249) (251) (253) (255) (257) (259) (261) (263) (265) (267) (269) (271) (273) (275) (277) (279) (281) (283) (285) (287) (289) (291) (293) (295) (297) (299) (301) (303) (305) (307) (309) (311) (313) (315) (317) (319) (321) (323) (325) (327) (329) (331) (333) (335) (337) (339) (341) (343) (345) (347) (349) (351) (353) (355) (357) (359) (361) (363) (365) (367) (369) (371) (373) (375) (377) (379) (381) (383) (385) (387) (389) (391) (393) (395) (397) (399) (401) (403) (405) (407) (409) (411) (413) (415) (417) (419) (421) (423) (425) (427) (429) (431) (433) (435) (437) (439) (441) (443) (445) (447) (449) (451) (453) (455) (457) (459) (461) (463) (465) (467) (469) (471) (473) (475) (477) (479) (481) (483) (485) (487) (489) (491) (493) (495) (497) (499) (501) (503) (505) (507) (509) (511) (513) (515) (517) (519) (521) (523) (525) (527) (529) (531) (533) (535) (537) (539) (541) (543) (545) (547) (549) (551) (553) (555) (557) (559) (561) (563) (565) (567) (569) (571) (573) (575) (577) (579) (581) (583) (585) (587) (589) (591) (593) (595) (597) (599) (601) (603) (605) (607) (609) (611) (613) (615) (617) (619) (621) (623) (625) (627) (629) (631) (633) (635) (637) (639) (641) (643) (645) (647) (649) (651) (653) (655) (657) (659) (661) (663) (665) (667) (669) (671) (673) (675) (677) (679) (681) (683) (685) (687) (689) (691) (693) (695) (697) (699) (701) (703) (705) (707) (709) (711) (713) (715) (717) (719) (721) (723) (725) (727) (729) (731) (733) (735) (737) (739) (741) (743) (745) (747) (749) (751) (753) (755) (757) (759) (761) (763) (765) (767) (769) (771) (773) (775) (777) (779) (781) (783) (785) (787) (789) (791) (793) (795) (797) (799) (801) (803) (805) (807) (809) (811) (813) (815) (817) (819) (821) (823) (825) (827) (829) (831) (833) (835) (837) (839) (841) (843) (845) (847) (849) (851) (853) (855) (857) (859) (861) (863) (865) (867) (869) (871) (873) (875) (877) (879) (881) (883) (885) (887) (889) (891) (893) (895) (897) (899) (901) (903) (905) (907) (909) (911) (913) (915) (917) (919) (921) (923) (925) (927) (929) (931) (933) (935) (937) (939) (941) (943) (945) (947) (949) (951) (953) (955) (957) (959) (961) (963) (965) (967) (969) (971) (973) (975) (977) (979) (981) (983) (985) (987) (989) (991) (993) (995) (997) (999) (1001) (1003) (1005) (1007) (1009) (1011) (1013) (1015) (1017) (1019) (1021) (1023) (1025) (1027) (1029) (1031) (1033) (1035) (1037) (1039) (1041) (1043) (1045) (1047) (1049) (1051) (1053) (1055) (1057) (1059) (1061) (1063) (1065) (1067) (1069) (1071) (1073) (1075) (1077) (1079) (1081) (1083) (1085) (1087) (1089) (1091) (1093) (1095) (1097) (1099) (1101) (1103) (1105) (1107) (1109) (1111) (1113) (1115) (1117) (1119) (1121) (1123) (1125) (1127) (1129) (1131) (1133) (1135) (1137) (1139) (1141) (1143



17

「聴覚障害教育の手引」の改訂と発刊

近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

Point 3

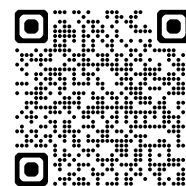
特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



文部科学省HPにて公開

株式会社ジアース教育新社より発行（文科省HPにも掲載）

「障害のある子供の教育支援の手引」(概要)



文部科学省

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス(①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し)に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動(①)

・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス(②)

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス(③)

・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害



※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。

インターネットによる講義配信

NISE 学びラボ ～特別支援教育eラーニング～

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online



登録者数： 個人登録18,234件、団体登録1,085件(令和6年3月28日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

(研修プログラム一覧)

【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度

対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等
特別支援教育に関心のある者全て

※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類(計174コンテンツ)

- ① 特別支援教育全般 52コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 94コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育
11	これから教員になる人たちのために

さらに！ 団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
National Institute of Special Needs Education

文部科学省特別支援教育課編集
の特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

特別支援教育

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN 1346-3208 MEXT #7

冬
No.96



【特集】 学校教育目標の実現に向けた地域と連携した教育活動

- 視覚障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の実現を目指す学校づくり
- 学校給食を活用した食に関する指導
- 全方位アウトドア！地域の自然財を生かし切る！

「もりのこプロジェクト」の推進

- 肢体不自由特別支援学校と地域や保護者とがつながり、備える安全教育
- 地域の方と心を通わせながら行う、「GO▶GOTSUコンソーシアム」の取組
- 子供一人一人の社会参画を目指した特別支援学級の取組
- 地域の参画による特別支援学級の教育活動の充実
- 「誰からも愛される生徒を育成する」地域連携

ことばの教室
卒業生

【巻頭言】 車いすラグビーが金メダルを獲得までの軌跡
/障害者と健常者が同じ立場で競技に挑むパラダンススポーツの世界
へようこそ

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/施策だより等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



季刊誌

特別支援教育

令和7年 春 第97号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月

価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

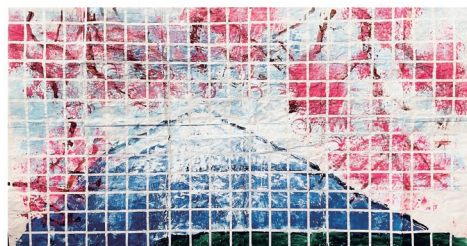
特別支援教育

令和7年
春
No.97

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN-1346-3268 NEXT 67

【特集】
資質・能力を
育成するための
授業づくり

●私の夢、私の力
――各教科等の「見方・考え方」を働かせる――
【解説】
●資質・能力を育成するための授業づくり
●各教科等の「見方・考え方」を働かせる
【事例】
●聴覚障害の特性等を踏まえた各教科の見方・考え方を働かせるための工夫
●「学ぶ面白さを感じる授業づくり」の取組と高等部「数学科」、小学部「生活単元学習」の実践事例（知的障害教育）
●小学部「音楽科」の資質・能力を育成するための授業づくり（肢体不自由教育）
●中学部「保健体育科」の資質・能力を育成するための授業づくり（病弱教育）
●実社会につながる、児童が主体的に学びを進める特別支援学級の取組



【連載企画】

●連載講座：実践！ICT活用 ●子供をささえるネットワーク
●卒業生は今 ●研究最新情報 ●教育委員会の取組 ●施策だより

【特集】資質・能力を育成するための授業づくり

――各教科等の「見方・考え方」を働かせる――

- 視覚障害によって生じている困難さに応じた教科の見方・考え方を働かせる授業づくり
- 聴覚障害の特性等を踏まえた各教科の見方・考え方を働かせるための工夫
- 「学ぶ面白さを感じる授業づくり」の取組と高等部「数学科」、小学部「生活単元学習」の実践事例（知的障害教育）
- 小学部「音楽科」の資質・能力を育成するための授業づくり（肢体不自由教育）
- 中学部「保健体育科」の資質・能力を育成するための授業づくり（病弱教育）
- 実社会につながる、児童が主体的に学びを進める特別支援学級の取組

【巻頭言】 私の夢、私の力 モデル・女優 町田萌香

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

NP0法人
全国言友会

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm

(主な刊行物)

季刊特別支援教育 (年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第3版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のためにー交流及び共同学習事例集ー

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、ホームページ、メールマガジン、X、LINE等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<https://www.nise.go.jp/nc/>

発達障害教育推進センター

<https://cpedd.nise.go.jp/>

メールマガジン

https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/mail_mag

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN